令和7年10月22日~令和7年10月24日

 \bigcirc る 文 ヒ 部 1 科 i 学 Р 省 S 告 細 胞 示 第 又 は

匕

1

組

織

幹 細

胞

か

5

 \mathcal{O}

生

殖

細

胞

 \mathcal{O}

作

成

を

行

う

研

究

12

関

す

る

指

針

 \mathcal{O}

部

を

改

正 す 号

告 示 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8

る

年

令

和

月

日

文 部 科 学 大 臣 \bigcirc \bigcirc

 \bigcirc

ヒ 1 i Р S 細 胞 又 は ヒ 1 組 織 幹 細 胞 か 5 \mathcal{O} 生 殖 細 胞 \mathcal{O} 作 成 を 行 う 研 究 に 関 す る 指 針 \mathcal{O} 部 を 改

正 す る 告 示

ヒ

1

i

P

S

細

胞

又

は

L

1

組

織

幹

細

胞

カ

5

 \mathcal{O}

生

殖

細

胞

 \mathcal{O}

作

成

を

行

う

研

究

に

関

す

る

指

針

平

成

+

年

文 部 科 学 省 告 示 第 八 + 八 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 題 付 名 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 改 傍 正 線 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 L

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

を

含

む

以

下

同

ľ

 \mathcal{O}

を

付

L

た

部

分

を

ک

れ

に

順

7 撂 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 連 続 す る 他 \mathcal{O} 規 定 لح 記 号 に ょ り 括 L 7 掲 げ る 規 定 に あ 0 て は そ \mathcal{O} 標 記 部

分 12 係 る 記 載 に 重 傍 線 を 付 L た 規 定 以 下 \neg 妆 象 規 定 لح 1 う は そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が 同 \mathcal{O} Ł

げ \mathcal{O} る は 当 対 象 該 規 対 定 象 規 を 定 改 正 を 改 後 欄 正 に 後 掲 欄 げ 12 る 撂 げ 対 象 る 規 £ 定 \mathcal{O} と \mathcal{O} ょ L う 7 移 に 動 改 8 そ 改 正 \mathcal{O} 標 前 欄 記 12 部 掲 分 げ が る 異 対 な 象 る 規 ŧ 定 \mathcal{O} で は 改 改 正 正 後 前 欄 欄 に 12 掲

れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 掲 げ 7 1 な 1 Ł \mathcal{O} は ک れ を 削 り 改 正 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄

に

れ

收 正 浚	改 正 前
ヒトiPS細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成	ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞
を行う研究に関する指針	成を行う研究に関する指針
目次	目次
第一章 [略]	第一章 [同上]
第二章 作成研究の要件等(第四条—第七条の二)	第二章 生殖細胞作成研究の要件等(第四条―第七条)
第三章 作成研究の体制(第八条―第十条)	第三章 生殖細胞作成研究の体制 (第八条―第十条)
第四章 作成研究の手続(第十一条―第十六条)	第四章 生殖細胞作成研究の手続(第十一条―第十六条)
第五章 生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の提	第五章 生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の
供(第十七条・第十八条)	供(第十七条—第十九条)
第六章 雑則 (第十九条—第二十二条)	第六章 雑則 (第二十条・第二十一条)
附則	附則
(目的)	(目的)
第一条 この指針は、ヒトiPS細胞等から生殖細胞又はヒト	第一条 この指針は、生殖細胞作成研究が、生殖細胞に起因
胚モデルの作成を行う研究(以下「作成研究」という。)が	た不妊症や先天性の疾患又は症候群の原因の解明等に資す
、不妊症や先天性の疾患又は症候群の原因の解明等に資する	可能性がある一方で、ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞
可能性がある一方で、ヒトiPS細胞等から作成された生殖	ら作成された生殖細胞を使用して個体の生成がもたらされ
細胞を使用して個体の生成がもたらされる可能性があり、ま	可能性があること等にかんがみ、当該生殖細胞の適切な管
た、将来的にヒト受精胚との類似性が高まる可能性があるヒ	など生命倫理上の観点から遵守すべき基本的事項を定め
ト胚モデルの人又は動物の胎内への移植等の研究が行われる	ってその適正な実施の確保に資することを目的とする。
可能性があること等に鑑み、当該生殖細胞又は当該ヒト胚モ	

的事項を定め、 デルの適切な管理など生 目的とする。 もってその 命 倫理 適正な実施の 上 \mathcal{O} 観 点 確保に資することを から遵守すべき基本

(定義)

第二条 それぞれ当該各号に定めるところによる。 この指針 において、 次 の各号に掲げ る用 語 0) 意義 は

下略」

. 号を削る。

略

兀 る細 ヒト 胞 群のうち、 胚モ デ ル ヒト ヒ |-胚又はヒト 幹 細 胞を 分 胚に 化さ 類する発生初期の細 せ た 細 胞 から 作成す

Ŧī. 研 究機関 作成研究を行う機関 提 供 者 か 5 細 胞 0 提 供

胞群

0)

特性を示すものであって

ヒト

胚でないものをいう

六 を受ける機関を含む。 研究計 画 研 究機関が 2行う作 をいう。 成 究

研

15

関

す

っる計

画

を

。 う

[号を加える。]

七 研 究 責任 者 研究機 関にお V 作 成 研 究を 総括する立

八 研究者等 研 究責任 一者の 監督 0) 下で研 究機 関 に お V` て、

場にある者をいう。

九 成研究を 行 j 研究者及び技術者をいう。

下略」

(定 義)

第二条 それぞれ当該各号に定めるところによる。 この指針におい て、 次 の各号に掲げ . る 用 語の 意 義

は

[同上]

生 いて同じ。 基 生 一殖細胞 殖 礎的研究に係 細胞 系 作 列 成 深研究 から 0 るものを ŧ 0 \mathcal{O} 生殖細胞の作 を除く 匕 \vdash いう i Р 第三 S 細細 条 成を行う研究であって 胞 及び第 又はヒト 七 条第 組 織 幹 項 細 胞

三 • 四 [同上]

[号を加える。]

五. 胞 の提供を受ける機関を含む。 研究機関 生殖 細 胞 作成研究を行う機関 をいう。 (提 供 者 カコ 5 細

[号を加える。

号 を加える。

六 同 上

(適用の範囲)

第三条「この指針は、次に掲げる作成研究を対象とする。

お あって を除 V` ヒ ト i 7 生殖細 基礎的 Ρ 以 S 下 細 胞作成研究」という。 研究に係るもの 同 胞又は ヒト から生 -組織 幹 殖 (第十七条及び第十八条に 細胞 細 胞 0 生 作 殖細 成を行う研究で 胞系列のも

胚モ ヒト デル 幹 細 0 胞 作 ر د 成を行う研究で <u>-</u> Е S 細胞を除く。 あっ 7 以 基礎的 下 同 ľ 研 究に からヒ 係る

もの

第二章 作成研究の要件等

(作成研究の要件)

うことができるものとする。 第四条 作成研究は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行

一 [略]

める研究において科学的合理性及び意義を有すること。 生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行うことが前号に定

(研究機関の要件)

第五条 作成に関 研究機 する倫 関 は、 理 に関 研究者等に する講習その他必要な教育を受けさせ 生 殖細 胞 又はヒ 1 胚 七 デルの

[項を削る。]

るも

のとする。

(適用の範囲)

、適切に実施されるものとする。第三条 生殖細胞作成研究は、この指針に定めるところにより

[号を加える。

[号を加える。]

(正道冊回言 党任品) 寝亡(第二章 生殖細胞作成研究の要件等

界四条 生殖細胞作成研究は、次に掲げ(生殖細胞作成研究の要件)

限り、行うことができるものとする。第四条 生殖細胞作成研究は、次に掲げる要件を満たす場合に

[同上]

科学的合理性及び必要性を有すること。 生殖細胞の作成を行うことが前号に定める研究において

(研究機関の要件)

第 究を行う者が 五. ŧ 条 0 とする。 研究機 関は、 遵守す べき倫理的 生 殖 細 胞 0 な事項に関する規則を定める 作 成に 関して生殖 細胞 作 成 研

2 に関する倫理に関する講習その 研 究機関 は 生殖 細 胞 作 成 研 他必要な教育を受けさせるも 究を 行う者 に生 殖 細 胞 作 成

[項を削る。]

(行ってはならない行為)

第六条 しては 殖細 胞 ならない。 を取り扱う ヒ ト i Ρ S 者 細胞又はヒト は 当 該生殖 組 細胞を用い 織 幹細 胞 から てヒ 作 \vdash 成さ 胚を れ た生 作 成

2 より 該 Ľ 1 当 幹 1 該 胚 細 モ Ľ 胞 デ か ル 5 胚 七 0) 作 デ 人又は 成 ル さ から個 れ 動物 た Ľ 体 0 1 胎内 を生成 胚 七 デ L 0 ル ては を 移植その 取 ならない n 扱う者 他の 方法 は

生殖細胞又はヒト胚モデルの取扱い)

第 七 る事 作成した生殖 1 いについ 条 ·項 が 研 . て、 確保 究機 z 細 関 譲 胞を 渡 は れることを確認しなけれ 先と 譲 ヒ ト i \mathcal{O} 渡する場合には、 契 **外れその** P S 細 他の方法により 胞又は ば 当 E ならな \vdash 該 生 組 殖 織 細 幹 細 次 胞 に \mathcal{O} 胞 取 掲 カゝ げ 扱 6

一 ~ 四 [略]

2 るときは、 を求めるものとする。 研 究機 関 研 が 究責 前 項 任者 0 規 は、 定 に 基づき生殖 あ 5 か じ め 細 研 胞 究機 を 譲渡 関 0 しようとす 長 0 了 承

3 [略]

4 その旨を 研 究 機 研究機 関 0 長 は、 関 0 第二 倫 理 審査委員会及び 項の了承をしたときは、 文部科学大臣に 速やかに、 報 告

とする。

3 受入れその 研 究機関 他 は 文 部 科学 殖 細 大 胞 臣 0 作 が 必 成 要と認 関 す 8 る る措 資 料 置 \mathcal{O} 15 提 協力するも 出 調 査 \mathcal{O}

行

っては

なら

つない行

のとする。

第六条 用い てヒト胚を作成し 作 成された生 <u>一</u>殖細胞 てはならない を 取り 扱う 者 は、 該 生 細 胞

を

[項を加える。]

(生殖細胞の取扱い

第七 いに 作成 る 事 条 項が確保されることを確認しなけ ついて、 した生殖 研究機 関 譲 細 は、 渡 胞 仮先との を譲 ヒ ト i 渡 契約 以する場 Ρ その S 合には、 細 他 胞 又は \mathcal{O} 方法に れ んばなら 当該 ヒト 生 組 お ない。 殖 1 織 幹 7 細 次 胞 細 に 0) 胞 取 掲 カコ げ 扱 6

一~四 [同上]

2 る 立 じ るときは、 め、 前 場にある者 項 当該研 0 規 当 定に基づ 究機関 該 研 (以 究 機 き 研 0) 下 長の了承を求めるものとする。 関 研 究 に 機 究責 お 関 V. 任者」 が 7 生 生 殖 殖 という。 細 細 胞 胞 作 を 譲 成 渡しようとす 研 は、 究を総括す あら

3 [同上]

4 そ 0 研 究機関 旨を倫 理 0 審査委員会及び 長 は、 第二項 0) 文 了 部 承をし 科学大臣に報告 たときは、 速や するも か 0)

するものとする。

する。

第七条の二 保されることを確認しなければならない。 を譲渡する場合には 譲渡先との契約その他の方法により、 研究機関は 当該ヒト胚モデルの取扱いについて ヒト幹細胞から作成したヒト胚モデ 次に掲げる事項が確 [条を加える。]

いられること。一と下胚モデルは、次のいずれかに資する基礎的研究に用

イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

品等の開発 - 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬口 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬

により当該ヒト胚モデルから個体を生成しないこと二、ヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法

細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。 ヒト胚モデルから生殖細胞の作成を行う場合、当該生殖

四 ヒト胚モデルを他の機関に譲渡しないこと。

から報告を求めることができること。
ト胚モデルの取扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先五、ヒト胚モデルを譲渡した研究機関が、前各号に掲げるヒ

了承を求めるものとする。とするときは、研究責任者は、あらかじめ、研究機関の長のとすると。研究機関が前項の規定に基づきヒト胚モデルを譲渡しよう。

確認するものとする。たヒト胚モデルの譲渡が第一項の規定に適合していることをでいる一般関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成し

4 研究機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに

するものとする。
その旨を研究機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告

第三章 作成研究の体制

(研究機関の長)

第 八条 定 8 研 研 る手続に従 究機関が 究機 関 0) 行う 長は、 V 研究計 その実施を了承すること。 次に掲 画の妥当 げ る業務を行うも 性を 確認 し、 のとする。 0 指針

その 作 成 留 研 意 究 事 \mathcal{O} 項 状 況を把握 改善 事 項等 Ļ 必 に 要に応じ、 関 て 指 示 を与えること。 研究責任者に 対

二 作成研究を監督すること。

四 [略]

2 だし 0 限 研 りでない。 究機関の長 前 項の業務を代 は、 研 究 行 する者が 責任者を兼ねることができない。 選任されている場合は、 た

3 を代 \mathcal{O} 規 前 定中 行する者」 項ただし書 研研 究 لح 0) 機 読 関 場合に み替えるも の長」とあるのは おいて、 0) この とする。 研研 指 針 究 前 機 関 項 を \mathcal{O} 強く。 長 \mathcal{O} 業 務

(研究責任者)

第 九 条 づ き、 研 究責任者は、 研 研 究に 究計 関し 画 0) 科学的 て、 次に掲げる業務を行うものとする。 内 外の 妥当性 入手し 及び 倫 得 理 る 的 資 料及び 妥当 性 情報に基 に 7 て

第三章 生殖細胞作成研究の体制

(研究機関の長)

第八条 すること。 +研 究計 研 研究機 条 究 機関 から 画 関の とい が 第 た行う生 +. う。 長 匝 は、 条 まで 殖 次に 細胞 及びその 0) 掲 規 作 げ 定に基づき 成 . る 業 変更の妥当性を 研究に関する計 務 を行うもの その 実施を 確認 画 とする。 **以** 下一 了 第 承

て指示 応じ、 生殖細 を与 研究責任者に対し 胞 えること。 作 成 研 究 \mathcal{O} 進 その 行 状 留意事項、 況 及び結 果を把 改善 事 握 項 等 必 関 要 に

三 生殖細胞作成研究を監督すること。

四 [同上]

2 だし する者が選任され 研 究機関の 第 五条 第 長 は、 てい 項 研 12 、る場合 究責任者 規 定 す は、 る規 を ے 則 兼 0 に ね より 限 ることができな りで 前 ない。 項の 業務 を代行 た

3 < . を代行する者」と読 前 中 項ただし書の 研研 究機関 場合にお み替えるもの \mathcal{O} 長」 とあるのは 1 て、 とす 0 る。 指 研研 針 究機 の規定 関 0 (前 長 項を \mathcal{O} 除

(研究責任者)

第 九 条 情 生 報に基づ 研究責任 殖 細 胞 き、 作 者 成 は、 研 研 究に 究計 次に掲げる業務を行うものとする。 画 関 又は L て、 そ 0 内 変更の 外 0) 入手し得る資料 科学的 妥当性 及 及 び び

下 討 研 L 究 計 そ 画 書 果に基づき V. う 研 を 作 究 計 成すること 画 を記載し た 類 〇 以

. 号を削る。]

三

を随時確認すること。三「作成研究が研究計画書に従い適切に実施されていること

号を削る]

2 号に 倫 理 研 掲 的な識見及び 究 責 げる業務を的確 任者 は、 $\dot{+}$ 生殖 分な専門的 に 細 実施できる者とする。 胞又は 知 ヒ 識を有するとともに 1 胚 モ デ ル 0) 作 成 に関する 前 項各

(倫理審査委員会)

第 十条 Ł 0 とする。 研 究機 関 0) 倫理 審 査委員会は、 次に 掲 げる業務を 行う

- 妥当性に 改善 この指針に即して、 事 項等 ついて総合的 に 関して研究機関 研究計 に 審査を行 画 の長に \mathcal{O} 科学 その 対 的 妥当 L 適否 意見を提出する 性 及び 留意事 倫 理 項 的
- を行 作 成 い 研 そ 究 0 0 留 状 l 意事 沢に つい 項 改 て報告を受け、 多善事 項 等 に 関 必 L 要に て 研 究機 応じて調 関 0 長 査

理的妥当性について検討すること。

倫

更書」 及び 以 下 前 理 号 研究計 由 \mathcal{O} V を 検 j 記 討 画書」 載した書類 0 結 を作 果 という。 成すること。 基 づ (第十 き 一四条に 又は研究計 研究計 お 画 「 を 記 V 画 7 0) 載 変 研 究計 た書 更 0 画 内 類 変 容

を行う者 生 に対し必要な指示をすること。 殖細胞 (研 作 究責任者を除く。 成 研究を総括し、 及び当 (以下 該 生 研究者」 殖 細 胞 作 という 成 研 究

兀 ることを随時 生 殖 細 胞 作 確認すること。 成研究が研究計 画に従 1 適切に 実 施され 7 1

Ŧī. って必要となる措 前各号に 定めるもの 置 を講ず のほ ること。 カ 研究計 画 を 総 括 す るに

2 ともに 作成に関する倫理的な認識及び十分な専門的知 研 究責任者は、 前項各号に掲 げる業務を的確に \mathcal{O} 研究計 画ごとに 実施できる者とする。 名とし 識を有すると 生殖 細 胞 0)

(倫理審査委員会)

員会を設置するものとする。 第十条 研究機関に、次に掲げる業務を行うため、倫理審査委

否、留 見 性 を提 及び この 意事 出 倫理的妥当性に 指針に即して、 す ること。 項、 改善 事 研究計 項等 0 いて総合的 に 関 画 又は して研 その に審査を行 究機関 変更 0 0 科学: 長 そ 対 的 妥当 L \mathcal{O} 意 適

け 生 殖 必 細胞 要に応じて調 作 成研 究 査 0 を 進 行 行 状 1 況 その 及び結 留 l 意事 果に 項 0 V 改 て 報 善 事 告 項 を 等 受

に対し意見を提出すること。

2 [略]

3 によって 審 研 究 査 0 機 記 設置された倫理審査委員会を含む。 関 録 \mathcal{O} を作 倫 理 成 審 し、 査 委員会 これを保管するものとする。 (前 頭に規 定する他 以下同 \mathcal{O} 研究機 じ。 関 は

のとする。
4 研究機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすも

を同 査できるよう、 様の要件とする。 なお 研究計画の科 時 に 兼ねることは から 次に掲 学的妥当性及び ま げ できな る要件 掲げる V 者に 倫 \mathcal{O} 会議 全てを 理 的 妥当 0 成立に 満たして 性を総合的 は ついても れぞれ V` ること に 同 他 審

ていること。 ていること。 ていること。 「生物学・医学の専門家等、自然科学の有識者が含まれ

名以上含まれていること。 当該研究機関が属する法人に所属する者以外の者が二

。― 五名以上で構成され、男女両性で構成されていること

間 に 利 該 害関 研 究計 係 を有 画 を実施 す る者 す が審 る研 查 究 13 責任者 参 画 L 又は研究者等と ないこと。 0

. 号を削る。]

に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。

2 [同上]

3 4 置 号の 倫 された倫理審査委員会を含 倫 理 理 審 審査 審査委員会は、 査 一委員 の 記録を作成し、 会 (前 項に 次に掲げる要件 規 これを保管するものとする。 む。 定 でする他 以下 一同じ。 を満たすものとする。 \mathcal{O} 研究機関によって) は、 第一項 第 設

れ 並 命 査 びに ていること。 倫 できるよう、 研 究計 理 12 般の立場に立って意見を述べられる者から構 関 画 0 する意 科学的妥当性及び 生物学 見 を述 医学及 るに び 倫理的 ふさわ 法 律 3妥当性 に 関す V 識 る 見 を総合 を有 専 '門家 す 的 成さ んる者 に 審

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。

[号の細分を加える。

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

以上含まれていること。 一 当該研究機関が属する法人に所属する者以外の者が二名

第十一条 7 5 6 ただし る事項を除き、 委員会に る審査を行 係る審 \mathcal{O} は - 号 . 号を削る。 . 号を削る。 号を削る。 研究機 研究機 倫 研究計画を実施する研究責任者及び研 研 を削る。 全て 出 理 研究機 究機関の長の了承) 第 査に 一席し、 審查委員 当 兀 関 関する規則により非公開とすることが定められてい 関の倫 の委員に報告されなければならない 研究責任者は、 当 該規則が公開されていること。 章 該 関 0 V 倫 V, 研 倫 0 作成研究の手 会の 理審査委員会の議事の内容は 究計画に関する説明を行うことができる。 理 理 公開するものとする。 意見を述べることができる。 7 倫 審 審 理審査委員会に 当該 審 査委員会は、 査委員会の 議 作成研 倫理審 及び意見の 究に 查 求めがある場合に 委員会が 研究計 関 当 決定に する規 たっ 究者等 画 て 指名する委員によ 同 0 則 当該 は、 軽微な変更等に 席 が 当 は 定 あ 該 審査の結 な は めら 倫理審查 研 6 いこと。 その 究機関 カコ れ じ め 果 슾 カュ 第十 項 [項を加える。 5 兀 る規則により 五. 三 六 [号を加える。 を (研究機関の 議 倫 適切 則 内容の公開その 査に参画しないこと。 害 加える。 事 理審査委員会の運営に当たっては が定めら 倫 倫 関 男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれていること。 第四 の内容につ 理 該 理審查委員 な運営 係を有する者及び研究責任者 研究責任者は 審査委員会の活 研究計画を実施する研 章 非公開 長の了承 れ 手 生 続 殖 会の V 他 カ が 細胞 て とすることが定めら 研 定 公開するものとする。 究 構 8 作 生 計 成 動 6 成 殖 の自 該 迪 n 研究の 細 規 の審査に必要な手続に関する規 7 組 胞 究者 則 織及び運営並 いること。 由 作 が公開され 及び独立 手 成 の三親等以 研 研 れ 究に当たって 前項第六号に規定す 究責任 てい が 保 び る事項を除き にその V` 障 内 者 ること。 されるよう と 0 親族 0) は、 間 議 事の に利 が あ 審

長 研 \mathcal{O} 了 究 承を求 計 画 書 \Diamond を 作 る 成 ŧ Ĺ \mathcal{O} と しする。 研 究計 画 0 実 施 に 0 て 研 究 機 関 0

2 研 究 計 画書に は、 次に 掲げる事 項 ぐを記 載する ŧ 0) とする。

. 略

研 究 機 関 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在 地

三 研 究 責 任 者 0 氏

一号 を削る。

研究 0 目的 及 び 意義

六 五 四 研 究 の 方 法 及 び 期 間

用 に供 生 殖 され 細 胞 る \mathcal{O} 細 作 胞 成を行う場合に に関 する説 明 は 該 生 殖 細 胞 \mathcal{O} 作 成 \mathcal{O}

七 生 フ 殖 細 オ 胞 Δ 0 K 作 成 を行 ン セ う場合に 1 に は 関 す る 第 説 +明 八 条 細細 0 規 胞 定によ 0 提 供 者 る

個 情報 0) 保 護 0 具体的な方法を含 む。

八 ト 培 養 胚モ 期 間 と当 デ ル 0) 該 作成を行う場 培 養 期 間 が Ł 一合に 1 胚 は モ デ 当 ル 一該ヒ を用 1 V. た 胚 モデ 研 究 ル

目 的 を達成、 す る ため 15 必 要 最 小 限 で あ ることの 説

号を削る。

を削る。

3 類を添付するも 研 究計 画 書 に は 研 究 責 任 者 0 略 歴 及 び 研 究業績 を 示 す 書

のとする

倫 理 審 查 委員 会 0) 意見聴 取

第 責任 者 カュ 5 研 研 究 究 機 計 関 \mathcal{O} 画 長 0 は、 実 施 前条第 0) 了 承 を 求 項 8 \mathcal{O} 規 5 定に基 れたとき づ き、 は そ 研 \mathcal{O} 究

> ら 究 機 カ 関 じ め、 \mathcal{O} 長 研 \mathcal{O} 究 了 ,承を 計 画 求 書 を作 め るも 成 し、 \mathcal{O} لح しする。 研 究 計 画 0 実 施 に 0 1 て 研

2 研 究 計 画 書 に は、 次に 掲 げる事 項 を 記 載するも 0 とす

[同上]

研

究

機

関

 \mathcal{O}

名

称

及

び

そ

0

所

在

地

並

U

に

研

究

機

関

0

長

0

氏

名

研 究 責 任 者 0 氏 名 略 歴 及 び

研 究 者 0 氏 名 略 歴 及 U 研 究 光業績

生 殖 細 胞 作 成 研研 究 0 目的 及びその 必 要 性

七 六 五 四 三 生 殖 細 胞 作 成 研 究 \mathcal{O} 方 法 及 び 期 間

生 殖 細 胞 \mathcal{O} 作 成 0 用 に 供 さ れ · る 細 胞 に 関

す

る

説

明

八 フ オ Δ F コ セ ン 1 関 す る 説明

号 を加える。

十九 胞の 提 供 者 0 個 情 報 0 保 護 の具 体的 な方

その 他 必 要 な事 項

項 を 加える。

倫 理 審 查委員 会の意見 聴 取

第十二 責 任 者 条 から 研 研 究 機 究 関 計 \mathcal{O} 画 長 0) は 実 施 前 \mathcal{O} 了 条 第 承 を 項 求 8 \mathcal{O} 6 規定に れ たとき . 基 づ き は そ 研 究

ともに、 妥当性について研 性 確 認するものとする。 当 該 意見に基づき研究計 究機関 0 倫理審 画 査 重委員 のこの 会の意見 指針 に . 対 す を求めると ん適合

(文部科学大臣への届出)

第十三条 [略]

2 科学大臣に提出 前 項の 場合に には、 するも 研 のとする。 究 機 関 の長 点は、 次に 掲 げる書類を 文 部

一「略」

研 究 責任 者 0 略 歴 及 び 研 究業 績 を 示 す 書 類

を示す書類 研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果

四 研究機関の倫理審査委員会に関する規則

[号を削る。]

3 文部科学大臣は、研究計画の届出の状況について科学技術

・学術審議会生命倫理・安全部会に随時報告するものとする

(研究計画の変更)

第 ただし + 「該変更に _ 四 研 究機 条 に 掲げる事 関 研 研究責任者は、 0 計 長 15 て研究機 項を変更しようとするときは、 画 報告 実質 することをも 的 関 第十一条第二項 の長 な内 容 0) 了承を求め に 係 って 5 足り 各号 な るも 変更に 第二号を除く あ のとする。 5 かじめ、 V は

> るも 妥当性につい 該 意見に基づ のとする。 き て 倫理 研 究計 審 画 査 一委員 のこの 会の意見 指 針 に 対する適合性を確認 を求めるととも に、 す 当

(文部科学大臣への届出)

第十三条 [同上]

2

科学大臣に提出するものとする。 前 項の場合に は、 研 究 機 関 0 長 は、 次に · 掲 げ る書類 を 文

部

[同上]

[号を加える。]

二 倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書

類

三 第 兀 倫 理 項 第 審 六号 查 委 員 に 会に 規 定 す 関 ^る規則 す うる事 項 を記 載 た 書 類 及 び 第 +条

四 第五条第一項に規定する規則の写し

3 全 部 当 文部科学大臣 会に報告するものとする。 該 届出 に 係る事 は、 第一 項を科学技 項の規定による届出 術 学術審議会生 があったときは 命倫 理 安

(研究計画の変更)

第十 委員 は、 第五 \mathcal{O} れ 了 兀 承を求 (会の意見を求めるとともに あらかじめ、 号から第九号までに 条 研 研 究機 究責 め るもの 関 任者 研究計 長 とす は、 は る。 第十一 掲 画変更 該 げ こ の 変 る 更 書を作成して、 事項を変更しようとするとき 条第二 当該意見に基づき当該変更 0 場合に 妥当性 項 第 お 号、 7 研 V 究機関 第三 承 倫 号及 を 審査 求 0) め 長

3 査委員会における審査の た書類をいう。 その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。 研究機関の長は、 研究計画変更書 並びに当該変更に係る研究機関 第 (研究計画の 過程及び結果を示す書類を添付して 項本文の了承をしたときは、 変更の 内容及び 理 の倫理審 由を記載 速やか

[項を削る。]

[項を削る。]

[項を削る。

(研究計画の実質的な内容に係らない変更)

大臣に届け出るものとする。
る事項に変更があったときは、速やかに、その旨を文部科学第十四条の二 研究機関の長は、第十一条第二項第二号に掲げ

2 な内容に係らない 究 機 関 長 は 変更があったときは 前条第 項 ただし 書 その旨を研究機関の 0 研 究 計 画 実質的

この指針に対する適合性を確認するものとする。

[項を加える。]

学大臣に届け出るものとする。審査の過程及び結果を示す書類を添付して、その旨を文部科究計画変更書並びに当該変更に係る倫理審査委員会における研究機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、研

2

更したときは ものとする。 究機関 0) 長 は 速やかに 第十 その旨を文部科学大臣に届け 条 第 項第二 号に掲げる事 項 を 出 る

3

4 書を作成して、 項を変更しようとするときは、 研究責任者 は 研究機関の長の了承を求めるものとする。 第 + 条 第二 項 第四 あらかじめ 号 又は 第十号に 研究計画変更 掲 げ る

5 究計 るとともに 究機関 画変更書を添付し 0 長は 文部科学大臣に届け出るものとする。 前 J T 項の そ 了 0) 承をしたときは 旨を倫理審査委員会に報告す 速やか

[条を加える。]

倫理審査委員会及び文部科学大臣に届け出るものとする。

(進行状況の報告)

第 +五. び 条 研 究 機 研 究責任者は、 関 0 倫 理 審 査 委員会に 作 - 成研 究 随 0 進行 時 報 告するも 状 況 を研 のとする 究機関の長

2 生殖 成 細 究 胞 責 研 任者 究 0 機 作 関 成 は 状 \mathcal{O} 況を記載した生殖細胞 長に提 なくとも 出 するもの 毎 年 とす 口 うる。 作成状 前 項 況 報 告に 報告書を作 加え、

3 その る。 他 究 文部科学大臣 機 関 は 作 成 研 が必要と認める措置に協力するもの 究 関 す る資料 \mathcal{O} 提 出 調 查 0 受入れ

(作成研究の終了)

第十六条 長に提出するものとする。 作成 /研究 研究責任者は、 の結果を記 載し 作 成 た報告書を作成 |研究を終了 L たときは、 研 究 機 速 関 P \mathcal{O} カコ

2 やか 大臣 研 に、 に 究 提 機 出す その 関 0 長は、 る 写 ŧ L を のとする。 研 前 究機 項 0 関 報告書の 0 倫 理 提出 審 査 委 を受けたときは、 員 会及び 文部 科 学 速

第 + 合に することができる Ė 生 は、 条 殖 細 生殖 当 胞 該 0 細 作 ヒ 胞作成研 1 成 細 i 0 Ρ 胞 用に供することができる細胞 S (当 究にお 細 該細 胞 0) いて生殖 作 胞 が 成 ドト 0 用 細 に i P S 細 胞の作 供 さ れ 胞 成 る 0) 0 で 要件) ヒ ある場 用に 1 \mathcal{O} 体 供

(進行状況の報告)

第 + 成状況を記載した生殖 五. 条 研究責任者は、 細 胞作 少 なくとも 成 状況報 毎 告書を作 年 口 成 殖 細 胞 研 0) 究 作

関

0

長

に提

出

するも

のとする。

2 部 受けたときは 科学大臣に 研 究機関 0) 提 長 速や は 出 す か 前 るも に 項 Ó 0 そ とする 生 0) 殖 写し 細 胞作 を 倫 成 理 状 1審査 況 報 委員会及び文 告書の 提 出 を

[項を加える。]

(生殖細胞作成研究の終了)

第十六条 機関の長に提出するものとする。 胞 作 速 成 やかに、 ※研究の 研究責任者は、 結果を 作成した生殖細胞を廃棄するとともに、 記 載 生殖 た研 細 究終 胞作成研究を終了したとき 了 報告書を作成し、 生 研 殖 は 究 細

2 臣に きは、 研 提 究機関の長 速やか 出するものとする。 に、 は、 その 前項の 写 L 研 を 究終了報告書の提出 倫 理 審 查 一委員 会及び 文部 を受け 科 たと

第 +合に することができる細 七 生 は、 条 殖 細 当該 生 胞 殖 の作 ヒ 細 胞作成研究に 1 成 i の 胞 用 Р S (当該 に供することができる細 細 胞 細 0) お 胞 **\ 作 · て 生 が 成 ヒ 0 用 \vdash 殖 細胞 に P S 供 さ \mathcal{O} れ 細 作 胞 胞であ 成の用に る 0) ヒ 要 1 件 る 0) 場 供 体

3 2 第十八条 合には、 に当たっては、 者に対し 限るものとする。 細 配 意の能力を欠く提供者 に トを受けるに当 分かりやすく、 手 利 \ + 胞 研究機 研究機関は、 続) 生 A 用する方法その コ ド 用しては 者 を含む。 ンセントを書 生 殖 略 に 殖 細 代諾 関は インフ 研究 略 より受け 細 胞 胞 見 作 この 人その なら 機 セ 者となるべき者 の作 成 次に掲 オー たっては、 生 前 関 研 項 章 な トを受けるものとする。 殖細胞 れを てい は 他の情 面又は 成を行うことに 究 他これ の提 ムド に 15 から げ 行うものとする。 生 おいて同じ。) る お 作成研 供 る • 報通信 殖 細 電磁的方 け 事項 細 者からインフォームド コンセントに 提供者が置 細 に準じる者をい るイ 胞 胞 胞 (当 を記載 究に \mathcal{O} 作 ン \mathcal{O} 「該提供 提供を受ける必 成 法 フ 0 技 おい 研 オ 術 電電 は、 L カュ 究 1 を利用 て れてい 係る説 者 て た に 子情報処 0 厶 未成 う。 \mathcal{O} 説 お 次に掲 F イ 明 親 V する方法を ンフ る立 書 権 年 明 て コ を行 - 者そ 要 を を げるも \mathcal{O} 細 理 オ ン へがあ 一場を コ インフォ 提 実 胞 セ 組] ごう者、 ンセ 施 ント 温織を使 示 \mathcal{O} \mathcal{O}

する Ļ

提

供

第

限 細 るものとする。 胞 を含 む。 この 章 おいて同じ。 は、 次に 掲げるも 0 に

生 セ 殖 ント 細 胞 を 0 書面 作成を により受けている細 行うことに つい て 胞 \mathcal{O} イ フ オ ム F

ム

ド

0)

い う

同上

 \mathcal{O}

イ フ オ] \mathcal{L} ド コン セント 0

ŧ 事 + コンセントに 項 のとする。 八 を記載し 条 研 究 た説明 係る説明 機 関 は 書 を実施 を 細 提 胞 示 \mathcal{O} し、 するに当たっては、 提 供 者に 分 カゝ ŋ 対 やすく、 しインフ これ 次に オ 1 を行 掲 ム げ ド 5 る

+ [同 上]

してはならない。 け るに当たっては、 研 究機関は、 提供者 提供者が からインフォー 置 カュ れ てい ム る立場を不当 ド・コンセント に を受 利 用

不当

2

者 細 る に 準じる者をい Ł 胞 **当** 研 のとする。 0 究機関は、未成年 □該提供 提供を受ける必 者の 、 う。 親 権 - 者そ (T) を行う者、 要がある場合に 1 ンフォ 0 他同] 意 配 偶 ム 0 には、 者、 ド 能力を欠く提供 後 見 代諾者となるべ コ ンセントを受け 人その他 者 これ カュ き

る場

他

同

3

情

[条を

削

1

コ

第 九 条 研 究機関を有 する法 人 0) 代 表 者 及び 行 政 機 関 0 長

第六章 雑則

個人 情 報の保護)

第十九条 る倫 告示第一 遵守するほか 護に関する措置につ 事 業者及び 理 指 号) 研究機 針 **令** に準じ 組 和 織の代 関を有 を対象とする生命科学・ いて 年 た措置を講じるものとする。 文部科学省. 表者は する法人の代表者及び 個人情報の保護に 細 胞 厚 \mathcal{O} 提供 生 一労働省 者 医学系研究に関す 行政機 関する法令等を \mathcal{O} 個 経 情報 関の長等 済産業省 0 保

成果の 公開

第二 する。 一十条 情 報 0 保護等に支障が 作成研究により得られた成果は、 生じる場合を除 き 知 的 公開するも 財 産 権及び個 。 と

2 該研 胚 \mathcal{O} 作 モ 研究責任者及び デル 究 成 0 を を用 成果の普及啓発に努めるものとする。 行う場 V 合には、 た研究に 研究者 等は 関する情報公開を行うとともに あらゆ ヒト る機会を利 幹 細 胞からヒ 用し て \vdash 当該ヒト 胚モデル 当

(指針不 - 適合 0 公表)

第二十一条 文部 科学大臣 は、 作成 研 究がこ 0) 指 針 に 定め る 基

> 遵守 の事 る倫 護に関する措 告 示 第 業者及び組 理 するほ 指針 号) カ (令和三年文部科学省・厚生労働省・経済産業省 置 に 12 織 準じた措置を講じるものとする。 人を対象とする生命科学・ の代 0 V 7 `表者 個 は 情報 細 胞 0 0 提 保 供者 護に関 医学系研究に 0 する法令等 個 人情 報 関す 0 を 保

第六章 雑 則

[条を加える。]

(成果の公開

第二十 て公開するものとする。 条 生 殖 細 胞作 成研究により得られた成果は、 原則とし

2 を す 明示するものとする。 る場合に 研 究 機関 は は 当 生 殖 該 研 細 究が 胞作 成 0) 研 究により得られ 指針に適合して行われたこと た成 果を公 開

指 針不 ·適合の公表)

第二十一条 文部科学大臣 は、 生 殖 細 胞 作 成研究がこの 指 針 に

準に適合していないと認める者があったときは、 その旨を公

表するものとする。

デルの作 (ヒ ト Е S細胞及びヒト幹細胞のい 成を行う一の研究) ずれも使用してヒト胚モ

第二 部科学省告示第六十八号 欄に掲げるこの指針の各規定に定める各行為は ヒト るものとする。 に掲げるヒトES細胞の 十二条 、 う。 胚モデル の各規定に定める各行為をもって代えることができ ヒトES細胞及びヒト幹細胞 の作成を行う一の研究については 使用に関する指針 以下 ヒト Е のい S細胞使用指針」と (平成三十 ず れ 同 次の表の上 も使用して 表の下欄 年文

[条を加える。

第二項第二条の二		第一項 第七条の二	規定	季時ので
長の了承機関の	の確認扱い	ト胚モデル に を 機関が	為 規定中の行 代えられる	
第十九条の		三第一項の	規定	ヒトES細胞は
長の了承関の	の確認版の取扱い	ト胚モデル 使用機関が	中の行為	使用指針

の旨を公表するものとする。 定める基準に適合していないと認める者があったときは、 そ

	二項	一項及び第	第十三条第							第十二条			一項	第十一条第				第四項	第七条の二			第三項	第七条の二
提出	及び書類の	実施の届出	研究計画の	の確認	指針適合性	研究計画の	聴取	員会の意見	倫理審查委	研究機関の	長の了承	研究機関の	の作成	研究計画書	への報告	部科学大臣	員会及び文	倫理審查委	研究機関の	合性の確認	の譲渡の適	ト胚モデル	作成したヒ
	二項	一項及び第	第十三条第							第十二条			一項	第十一条第				三第四項	第十九条の			三第三項	第十九条の
提出	及び書類の	実施の届出	使用計画の	の確認	指針適合性	使用計画の	聴取	員会の意見	倫理審査委	使用機関の	長の了承	使用機関の	の作成	使用計画書	への報告	部科学大臣	員会及び文	倫理審査委	使用機関の	合性の確認	の譲渡の適	ト胚モデル	作成したヒ

び第二項	二第一項及	第十四条の									三項	第十四条第							二項	第十四条第				一項	第十四条第
容に係らな	実質的な内	研究計画の	書類の届出	結果を示す	の過程及び	おける審査	査委員会に	関の倫理審	係る研究機	当該変更に	更書並びに	研究計画変	認	適合性の確	変更の指針	研究計画の	聴取	員会の意見	倫理審查委	研究機関の	告	の長への報	は研究機関	長の了承又	研究機関の
二項	一項及び第	第十五条第									三項	第十四条第							二項	第十四条第				一項	第十四条第
容に係らな	実質的な内	使用計画の	書類の届出	結果を示す	の過程及び	おける審査	査委員会に	関の倫理審	係る使用機	当該変更に	更書並びに	使用計画変	認	適合性の確	変更の指針	使用計画の	聴取	員会の意見	倫理審查委	使用機関の	告	の長への報	は使用機関	長の了承又	使用機関の

備考

表中の

0)

記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

施 行 期 日

第 条 ک \mathcal{O} 告 示 は 令 和 \bigcirc \bigcirc 年 \bigcirc \bigcirc 月 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 日 カン 5 施 行 す る

経 過 措 置

第二 条 \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に ヒ 1 幹 細 胞 ヒ 1 Е S 細 胞 を 除 < カン 5 改 正 後 \mathcal{O} ヒ 1 i Р S 細 胞

等 か 5 生 殖 細 胞 又 は ヒ 1 胚 七 デ ル \mathcal{O} 作 成 を 行 う 研 究 に 関 す る 指 針 以 下 新 指 針 と 1 う 第

条 第 几 号 \mathcal{O} ヒ 1 胚 干 デ ル \mathcal{O} 作 成 を 行 0 7 1 る 同 条 第 五. 号 \mathcal{O} 研 究 機 関 に 0 1 て \mathcal{O} 新 指 針 第 +条 第

項

及

 \mathcal{U}

第

+

三

条

第

項

 \mathcal{O}

適

用

12

0

1

て

は

第

+

条

第

項

中

あ

5

カン

U

め

_

لح

あ

る

 \mathcal{O}

は

令

和

 \bigcirc

年 \bigcirc \bigcirc 月 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 日 ま で \mathcal{O} 間 に \mathcal{O} 了 承 を 求 \Diamond る لح あ る \mathcal{O} は 12 報 告 す る と 第 + \equiv 条 第

項 中 を 了 承 す る に 当 た 0 7 は 前 条 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 終 了 後 あ 5 か じ \Diamond _ لح あ る \mathcal{O} は に 0 1 7 報 告 を

受 け 条 た لح き は 号 、 速 B か に 条 لح 並 す び る ک \mathcal{O} 場 条 合 に お 項 11 て 号 当 該 び 作 第 成 に 係 る 研 究 計 は 画 に は 新 0 指 針 第 +

第

項

第

八

第

+

に

第

+

三

第

第

 \equiv

及

兀

号

 \mathcal{O}

規

定

適

用

L

な

1

た

だ

L

当 該 研 究 計 画 \mathcal{O} 変 更 新 指 針 第 + 几 条 第 項 た だ L 書 \mathcal{O} 研 究 計 画 \mathcal{O} 実 質 的 な 内 容 に 係 5 な 1 変 更

を 除 < . に 0 1 7 は 新 指 針 第 +条 第 項 第 八 号 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す る

2 は 研 速 究 Þ 機 か 関 に \mathcal{O} 長 新 は 指 針 前 第 項 \mathcal{O} 十 三 規 定 条 第 に ょ 項 1) 読 第 4 替 号 及 え び 7 第 適 用 号 す に る 規 新 指 定 す 針 第 る 書 + 三 類 条 \mathcal{O} 写 第 L を 項 研 \mathcal{O} 究 届 機 出 関 を L \mathcal{O} 倫 た 場 理 合 審